

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

## 進行要領

発言者	内 容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>1. 開催日時 令和6年11月20日(水) 午前8時54分から午前9時18分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 25号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 8号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第5条関係取消願</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(5人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植松 佑太 島田 夏希 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前8時54分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和6年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》  それでは、  議席番号 5 番 日榮 隆広 委員  議席番号 6 番 佐野 哲司 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>決定第8号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> </table>	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件	議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件	議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・	3件	決定第8号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	12件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	5件		2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	1件		3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・	2件		4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・	13件		2. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件																													
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件																													
議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・	3件																													
決定第8号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	12件																													
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	5件																													
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	1件																													
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・	2件																													
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2件																													
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・	13件																													
	2. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件																													
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>																														
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、8件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>																														
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第23号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																														

<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、日置町に住んでおり、夫と長男・長女・長女の子と暮らしています。家族で車を3台所有しており、自宅敷地内に駐車していますが、入口においてある車を移動させなければ奥の車の出入りができない状態です。さらに、前面道路が狭いため、自宅敷地に進入する際は西側隣接地の方の同意を得て隣地の一部を利用させてもらっています。近隣の方が通行される際にご迷惑をかける事もあるので改善できる方法を探していたところ、自宅隣接である申請地の所有者より快諾を得ることができました。許可後は自宅敷地内の駐車を取りやめ、申請地に私と長男・長女の車両と来客用の計4台分の駐車場を設置します。現在の駐車スペースについては奥を庭とし、入口のカーポートは物干し場及び物置として利用します。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、あま市内の賃貸住宅に夫婦で生活しております。将来的には子供も欲しいと考えているため、現在の賃貸住宅生活では狭く感じるようになると思います。子供部屋も用意したいと考えていますが、今の住居では確保できない状況です。また、賃貸住宅は予想以上に家賃及び家賃以外の雑費の費用がかかり、この先家賃とともに支払い続けることを考えると決して良い選択だとは思えません。私共は結婚当初より、いずれ自己所有家屋に居住することを希望しており、両親に相談したところ、両親は自分たちの身近に居住させたいとの意向をもっておりますが、本家所有の土地は居住地しかないため、今回の申請地を購入する話になりました。申請地は実家から近い距離にあり、両親も私共も容易に行き来でき、両親の希望と私たちの希望が合致した好適地であると思い決めました。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案24号について説明させていただきました、何かご質問・</p>

<p>会長</p>	<p>ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 3件についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から3番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明)以上、3件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第25号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>申請番号1番、3番について、権利の移転を受ける者の住所について住居から申請地まで距離がありますが、理由があるのでしょうか。受人は新規就農者なののでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>権利を移転する者・受ける者両者の条件が合い、今回の申請となっております。権利を受ける者はどちらも認定農業者及び認定新規就農者であり、通作距離についても問題ないと思われます。</p>
<p>会長</p>	<p>その他宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第8号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から12番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>申請番号1番から12番、全体筆数は142筆、面積は91740.25㎡です。1番から12番まで愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、11名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県知事同意は令和6年11月5日、愛知県農業振興基金同意は令和6年11月5日、公告年月日は令和6年11月29日、契約開始年月日は令和6年12月1日となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第8号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきます、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第8号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、3件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理しました。</p>

<p>会長</p>	<p>(専決報告 現況証明願 1 番から 2 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2 件の届出を受理いたしました。</p> <p>只今、専決報告 4 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 13 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、13 件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第 5 条関係取消願 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1 件の取消願を受理いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、11 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9 時 18 分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者  
議席番号5番委員 日 榮 隆 広

議事録署名者  
議席番号6番委員 佐 野 哲 司